

# 上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会次第

日 時：平成 30 年 10 月 16 日（火）

午後 1 時 30 分

場 所：春日謙信交流館 第 1 会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 委員自己紹介

4 正副会長の選出

5 審議会委員になられた方へ制度等の説明

6 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

7 そ の 他

8 閉 会

○上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会委員

○委員任期：平成30年10月1日～平成32年9月30日

(敬称略、専門分野・公募順)

分野	氏名	摘要
産業労働	はやかわ ひでお 早川 英雄	連合新潟上越地域協議会事務局長
人権	よこやま ようこ 横山 洋子	民生委員・児童委員
教育	たかはし くにお 高橋 邦夫	元城西中学校長
法曹	はらの せいこ 原野 聖子	弁護士
医療福祉	おの さちこ 小野 幸子	新潟県立看護大学教授
消費生活	うらかべ すみこ 浦壁 澄子	上越消費者協会会長
情報	おおもり やすまさ 大森 康正	上越教育大学教授
防災防犯	たうち ようじ 田内 洋二	上越市防災士会副会長
公募	おりかさ まさかつ 折笠 正勝	公募市民

登 内

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会  
説明資料

平成30年10月16日

上越市総務管理部

総務管理課

## 内 容

- 1 上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の概要
- 2 上越市情報公開制度の概要
- 3 上越市個人情報保護制度の概要
- 4 上越市会議公開制度の概要

## 1 上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の概要

- 1 設置目的（上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例（以下「条例」という。）第1条関係）  
情報公開制度、個人情報保護制度及び審議会等の会議の公開制度の運営等について幅広く市民の意見を求めるため
- 2 所掌事項（条例第2条関係）
  - (1) 次の制度の公正かつ円滑な運営及びそれらの改善について、市長の諮問に応じて審議すること。
    - ア 上越市情報公開条例に基づく情報公開制度
    - イ 上越市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度
    - ウ 上越市審議会等の会議の公開に関する条例に基づく審議会等の会議の公開制度
    - ※ 諮問…有識者又は一定機関に、意見を求めること。
    - 審議…ある物事について詳しく調査・検討し、そのものよしあしなどを決めること。
  - (2) 上越市個人情報保護条例の規定による市（実施機関）の諮問に応じて審議すること。
    - ※ 諮問事項
      - ・要配慮個人情報の収集（個人情報保護条例第6条第2項関係）
      - ・個人情報の収集（個人情報保護条例第7条関係）
      - ・保有個人情報の目的外利用及び外部提供（個人情報保護条例第10条関係）
      - ・コンピュータ結合（個人情報保護条例第11条関係）
      - ・死者の保有個人情報の開示請求権者（個人情報保護条例第12条第2項関係）
      - ・個人情報取扱業務委託（個人情報保護条例第22条第1項関係）
      - ・指定管理者の指定（個人情報保護条例第22条第2項関係）
  - (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則に基づく特定個人情報保護評価について、市の機関の諮問に応じて審議すること。
  - (4) 審議会は、(1)から(3)までに掲げる事項を所掌するほか、制度の運営等について、市長に対して建議（意見の申立て）を行うことができる。
- 3 組織及び委員の任期（条例第3条、第4条関係）
  - (1) 次に掲げる者のうちから市長が委嘱する9人の委員をもって組織する。
    - ア 学識経験者
    - イ 公募に応じた市民
    - ウ その他市長が必要と認める者
  - (2) 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 守秘義務（条例第5条関係）  
委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 会議の運営（上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会規則（以下「規則」という。）第3条―第5条関係）

- (1) 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 審議会は、審議に必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。
- (5) 審議会の庶務は、総務管理課において処理する。

6 審議の内容

- (1) 上越市情報公開条例、上越市個人情報保護条例及び上越市審議会等の会議の公開に関する条例の運用及び改正等について（2(1)関係）
- (2) 上越市個人情報保護条例の規定による市における個人情報の取扱いについて（2(2)関係）
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則に基づく特定個人情報保護評価について（2(3)関係）

## 2 上越市情報公開制度の概要

### 1 目的（上越市情報公開条例（以下「条例」という。）第1条関係）

上越市自治基本条例の規定に基づき、市の保有する情報を公開し、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 2 請求することができる方（条例第5条関係）

- ・ 市内に住所がある人
- ・ 市内に事務所や事業所がある法人・団体
- ・ 市内の事務所や事業所に勤務している人
- ・ 市内の学校に在学している人
- ・ 市の行う事務事業に利害関係のある人や団体

※ 上記以外の方に対しても、情報の公開に努めるものとする。

### 3 請求の対象となる文書（公文書）（条例第2条関係）

市（実施機関）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、帳票、図画、磁気テープやマイクロフィルムなどで、市で管理しているもの

### 4 対象となる実施機関（条例第2条関係）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局、議会

### 5 公開できない情報（条例第6条関係）

#### (1) 法令秘情報（第1号）

国勢調査の調査票など法令等で非公開とされている情報

#### (2) 個人情報（第2号）

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、情報の公開をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報

#### (3) 法人等情報（第3号）

生産、技術、営業、経理などの情報で、公開することにより法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報

#### (4) 意思形成過程情報（第4号）

未成熟な情報で、公開することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある情報

#### (5) 行政運営情報（第5号）

立入り、検査、監査等の計画並びに契約の予定価格並びに試験の問題及び採点基準など公開することにより、市の事務事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる情報

(6) 国等との協力関係情報（第6号）

国等からの依頼に基づく調査の結果など、公開することにより、国等との協力関係や信頼関係を著しく損なうおそれのある情報

(7) 安全秩序維持情報（第7号）

生命、身体、財産の保護や犯罪の予防などに公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

6 第三者保護（条例第12条関係）

情報公開の請求があった場合で、公開の請求の対象となる公文書に請求者以外の第三者の情報が記載されているときは、その第三者の権利を保護するため、意見を聴く手続が設けられている。



### 3 上越市個人情報保護制度の概要

#### 1 目的（上越市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第1条関係）

上越市自治基本条例の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な市政運営の実現を図り、もって市民の基本的人権である個人の尊厳を確保することを目的とする。

#### 2 個人情報とは（条例第2条関係）

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

##### ※ 個人識別符号

- ・特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号（DNA、顔の配置・容貌、目の虹彩、歩行の際の姿勢、静脈、指紋等）
- ・他の者と異なるものとなるように個人に割り当てられた文字、番号、記号その他の符号（パスポートの番号、基礎年金番号、免許証番号、マイナンバー、国民健康保険被保険者証の番号等）

#### 3 個人情報の取扱いの原則

(1) 適正な収集（条例第6条関係）

市は、個人情報を収集するときは、業務の遂行に必要かつ最低限の範囲内で行わなければならない。

また、要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等の取扱いに特に配慮を要する個人情報）を収集してはならない。収集するときは、法令等に定めがない限り、第三者機関である上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、答申を受けなければならない。

(2) 収集の手続（条例第7条関係）

個人情報を収集・変更するときは、審議会に諮問し、答申に基づき行い、個人情報業務登録票に登録しなければならない。

個人情報業務登録票に登録した業務を廃止したときは、審議会に報告しなければならない。

(3) 収集の制限（条例第8条関係）

次のいずれかに該当するときは、個人情報を収集するときは、収集の目的等を明示し、本人（その代理人を含む。）から直接収集しなければならない。

- ・法令等に定めがあるとき。
- ・本人の同意があるとき。
- ・出版、報道等により公知のものであるとき。
- ・人の生命若しくは身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ・市の業務の遂行に著しい支障が生ずると認められるとき。

#### (4) 適正な管理（条例第9条関係）

ア 市が保有する個人情報に適正に管理するため、個人情報保護管理者（各課の課長等）を定めるとともに、次の事項について必要な措置を講じなければならない。

- ・個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
- ・個人情報を正確かつ最新なものとする。

イ 個人情報の保管の必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄しなければならない。

ウ 市（実施機関）の職員又は実施機関の職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

※ 実施機関…市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局、議会

#### (5) 利用及び提供の制限（条例第10条関係）

ア 法令等に定めがあるとき、本人の同意があるとき若しくは本人に提供するとき又は公益上必要があると認められるときを除き、市が保有する個人情報について、個人情報業務登録票に登録した収集の目的以外の目的への利用（目的外利用）及び市以外への提供（外部提供）を行ってはならない。

※ 公益上必要があると認められるとき。

- ・実施機関が所掌する業務の遂行に必要な限度で目的外利用を行う場合であって、当該目的外利用について相当な理由のあるとき。
- ・国、地方公共団体等に外部提供をする場合において、当該外部提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該外部提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のために外部提供をするとき、本人以外の者に外部提供をすることが明らかに本人の利益になるとき、その他外部提供をすることについて特別の理由のあるとき。

イ 目的外利用又は外部提供をするときは、審議会に諮問し、その答申に基づき行い、登録票に登録しなければならない。登録した事項の一部を変更するときも、同様とする。

ウ 人の生命又は身体の保護、財産の保護その他公益上の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、審議会への諮問及びその答申を経ることなく目的外利用又は外部提供を行うことができる。この場合において、市は、速やかに、審議会に報告しなければならない。

### 4 自己情報のコントロール権

#### (1) 開示請求権（第12条関係）

自己に関する保有個人情報（自己情報）の閲覧及び写しの交付（開示）を請求する権利

ア 死者の保有個人情報については、次に掲げる者に限り、実施機関に対し、開示を請求することができる。

- ・当該死者の死亡当時における法定代理人
- ・当該死者の法定相続人
- ・実施機関が審議会の意見を聴いた上で認める者

イ 次に掲げる情報は、開示できない。

- ・ 法令秘情報
- ・ 本人不利益情報
- ・ 他人の個人情報
- ・ 法人等情報
- ・ 安全秩序維持情報
- ・ 審議検討情報
- ・ 事務事業情報

ウ 次に掲げる情報は、開示しないことができる。

- ・ 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する保有個人情報で、開示しないことが明らかに正当であると認められるもの

エ 開示の請求があった保有個人情報に請求者以外の第三者の情報が含まれているときは、その第三者の権利を保護するため、意見を聴く手続が設けられている。

(2) 訂正請求権（条例第13条関係）

自己情報について事実との相違があるときに市に対し、訂正を請求する権利

(3) 削除請求権（条例第14条関係）

自己情報が規定に反して収集されている又は保管されているときに市に対し、削除を請求する権利

(4) 目的外利用等中止請求権（条例第15条関係）

自己情報が規定に反して利用若しくは提供され、又はされようとしているときに、市に対し、目的外利用又は外部提供の中止を請求する権利

5 特定個人情報（個人番号をその内容を含む個人情報）の取扱い

(1) 利用、提供等の制限（条例第10条の2、第10条の3、第15条の2関係）

提供、収集・保管は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務を行う場合に限定される。

(2) 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

市では、この特定個人情報保護評価の宣言に先立ち、第三者点検として審議会に諮問する。

※ 特定個人情報ファイル…個人番号をその内容を含む個人情報ファイル

6 罰 則（条例第30条―第35条関係）

対象者	対象情報	行 為	量 刑
・ 市の職員（職員であった者） ・ 受託業務等に従事している者（従事していた者）	個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル	正当な理由がないのに、提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

同上	業務に関して知り得た保有個人情報	不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
・市の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、職務以外の目的で収集したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※ 受託業務等の従事者が上記の違反行為を行った場合は、その事業主としての選任・監督責任を問う趣旨から、法人等に同様の罰金刑を科す。

※ 個人情報ファイル… 市が保有する個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

※ その他、偽りその他不正な手段により保有個人情報の開示を受けた者に対して、5万円以下の過料を科す。

# 上越市個人情報保護条例における 個人情報の取扱いの原則

## 【誰から】

- 本人
- 本人以外
  - ・第三者
  - ・目的外利用

## 【本人以外の場合の収集の根拠】

- ・法令等に定めがある場合
- ・本人の同意
- ・出版、報道等により公知
- ・人の生命若しくは身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められる場合
- ・業務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合

## 個人情報収集の業務登録

- ・法令等に定めがある場合
- ・本人の同意又は本人への提供
- ・公益上必要があると認められる場合

### 目的外利用

市役所の中で、他の目的に  
利用する場合

### 外部提供

市役所以外の外部へ個人情  
報を提供する場合

### コンピュータ結合

市役所以外の外部と専用回  
線で個人情報を取り扱うコ  
ンピュータを結ぶ場合

これら全てに上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会への諮問又は報告が必要

## 個人情報凡例

次の表の(1)から(10)までに掲げる項目を固定とし、該当しない場合に(11)その他に登載する。  
この表に掲げる情報には、それぞれの情報に係る発生、異動（変更）及び廃止（消滅）の日付、時刻及び期間を含むこととする。

大分類	小分類
(1) 基礎情報	1 氏名（通称、呼称、ペンネーム、商号を含む。） 2 性別 3 居住区域（地域自治区名、町内会名を含む。） 4 住所（居所を含む。） 5 本籍 6 生年月日（年齢を含む。ただし、年齢のみの場合は年齢と表記） 7 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5号に規定する個人番号をいう。） 8 電話番号（FAX番号、携帯電話番号を含む。） 9 メールアドレス（携帯電話のメールアドレスを含む。） 10 容姿（人相、体型、服装、眼の色、毛髪の色を含む。） 11 ○○番号（運転免許証、パスポート、学生証その他の身分証明書に記載される識別番号で、実施機関が付番するもの（7の個人番号を除く。）を含み、(8)に掲げる情報の識別番号を除く。） 12 印影
(2) 戸籍・身分	1 人種 2 出身（出身地、出身国、出身地域を含む。） 3 国籍 4 続柄 5 人的関係（親族、血縁、扶養関係を含む。） 6 婚姻（離婚及びこれらの状況を含む。） 7 出生（出生の状況を含む。） 8 死亡（死亡の状況を含む。） 9 後見情報（後見、補佐、補助の有無その他後見等の状況を含む。） 10 在留資格
(3) 経歴	1 学校名（在籍する学校及び保育園の名称、学年、学級、学籍番号を含む。） 2 学歴 3 学内活動（学校の部活動、クラブ活動その他学課以外の活動状況を含む。） 4 職種（業種、業務内容を含む。） 5 職歴（就職、現在の職業、退職の状況を含む。）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 勤務先（所属を含む。ただし、所属のみの場合は所属と表記）</li> <li>7 役職（階級を含む。）</li> <li>8 勤務状況（担当地域、年次有給休暇の取得状況、就労時間、雇用期間などの勤務条件を含む。）</li> <li>9 賞罰</li> <li>10 犯歴（刑罰の有無を含む。）</li> </ul>
(4) 心身	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 血液型</li> <li>2 健康状態（健康診断結果、検診結果を含む。）</li> <li>3 身体機能（歩行、起座など日常動作、自立度、視力、聴力、言語機能、寝たきり・虚弱・認知症の程度その他の身体機能の情報を含む。）</li> <li>4 精神状態</li> <li>5 傷病情報（名称、症状を含む。）</li> <li>6 診療情報（医師名、診療機関名、診療（処方）内容、医師の所見、診療期間、施術内容、検査結果、診療点数、服用状況、訪問指導の結果を含む。）</li> <li>7 発達状況（妊娠を含む。）</li> <li>8 体格（身長、体重、胸囲、胴囲等を含む。）</li> <li>9 性格（気質を含む。）</li> <li>10 身体特性（身体的な特徴をいい、(1)10の容姿を含まない。）</li> </ul>
(5) 能力・成績・資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学業成績</li> <li>2 勤務成績</li> <li>3 試験成績</li> <li>4 評価</li> <li>5 功績</li> <li>6 資格</li> <li>7 技術（修了した技術をいう。）</li> <li>8 特技</li> <li>9 専門</li> </ul>
(6) 思想・信条等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 思想</li> <li>2 信条</li> <li>3 主義</li> <li>4 支持政党</li> <li>5 信教</li> <li>6 体験</li> <li>7 理由又は目的</li> <li>8 感想</li> <li>9 意見（問合せ、苦情、要望を含む。）</li> <li>10 相談内容</li> <li>11 決定内容（実施機関が決定、選定した理由、意見、回答をいう。）</li> </ul>

<p>(7) 財産・収入等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入情報（所得及び所得区分を含む。）</li> <li>2 支出情報（個人が支出する場合をいう。）</li> <li>3 収納情報（市へ納付する金額及び内容をいう。）</li> <li>4 与信情報</li> <li>5 金融機関情報（銀行名、支店名、名義、口座番号を含む。）</li> <li>6 印影（登録された印鑑の印影を含む。）</li> <li>7 土地情報（地番、地目、地積、大字コード、図面、外観の情報を含む。）</li> <li>8 建物情報（所在地、家屋番号、面積、用途、構造、性能、間取り、住環境、図面、外観の情報を含む。）</li> <li>9 車両情報（車種、型式、車両番号、車体番号、損害賠償保険、任意保険の情報を含む。）</li> <li>10 資産情報（土地、建物及び車両以外の資産の所在地、種類、面積、延長、幅員、用途、構造、能力、規格、数量、図面並びに外観写真の情報を含む。）</li> <li>11 法的権利（所有権（持分）、担保物権、賃借権、相続関係、代理関係など法的権利関係を含む。）</li> <li>12 施工情報（設計書、図面を含む。）</li> <li>13 財産価額</li> <li>14 課税標準額</li> <li>15 賦課情報（課税・非課税の区分、賦課額、徴収額、減免額、控除の内容その他の市税、分担金、使用料、手数料等の賦課情報を含む。）</li> <li>16 債務情報（破産、民事再生の状況その他の債務の状況を含む。）</li> <li>17 滞納情報（差押え、滞納処分、不納欠損の状況その他の滞納の状況を含む。）</li> </ol>
<p>(8) 社会保障</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療保険情報（種類、識別番号、給付内容その他の加入及び利用の状況を含む。）</li> <li>2 雇用保険情報（種類、識別番号、給付内容その他の加入及び利用の状況を含む。）</li> <li>3 生活保護情報（種類、支給内容その他の措置状況を含む。）</li> <li>4 介護保険情報（介護認定の有無、識別番号、要介護度その他の認定及び利用の状況を含む。）</li> <li>5 心身障害情報（身体・知的・精神に係る障害の有無、種類、識別番号、等級その他の措置、委託及び利用の状況を含む。）</li> <li>6 年金情報（種類、識別番号、給付内容その他の加入情報を含む。）</li> </ol>
<p>(9) 家庭</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活習慣</li> <li>2 家族構成（単身世帯、高齢者世帯、同居・別居の別を含む。）</li> <li>3 生活状況（生活の様子、暮らし向きを含む。）</li> <li>4 DV被害状況</li> </ol>



	<p>5 虐待状況</p> <p>6 被害情報（災害、事件及び事故の被害、避難場所、その他の被害状況を含む。）</p> <p>7 使用量（電気、ガス、水道、下水道の使用量、し尿の排出量を含む。）</p>
(10) 活動	<p>1 趣味</p> <p>2 嗜好</p> <p>3 加入団体（(1)3の居住区域の町内会名を除く。）</p> <p>4 活動内容（自らの活動、行事・市民活動への参加状況を含む。）</p>
(11) その他	<p>上記(1)から(10)までに該当しない情報について、登載すること。</p> <p>市のホームページ等で公表されている様式がある場合など</p> <p>〇〇条例（規則、要綱）に定める△△申請書や契約書に係る請求、申請、届出、報告及び回答の内容</p>

H27.11.25 改定

## 4 上越市会議公開制度の概要

### 1 目的

上越市自治基本条例の規定に基づき、審議会等の会議を公開し、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民との情報共有を図り、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 2 公開の対象となる会議（審議会等）

次のいずれにも該当する会議

- ・ 市（実施機関）の事務や事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等により組織される会議
- ・ 市に設置された審議、審査、調査、調停等を行う審議会、審査会等

### 3 対象となる実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局、議会

### 4 会議の原則公開

会議は原則公開とする。

### 5 非公開の会議

不服申立て、苦情の申立て、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。

### 6 非公開とすることができる会議

会議の内容が次の事項のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

#### (1) 法令秘事項

法令等で非公開とされている事項

#### (2) 個人事項

個人に関する事項で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある事項

#### (3) 法人等事項

生産、技術、営業、経理などの事項で、公開することにより法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる事項

#### (4) 意思形成過程事項

未成熟な事項で、公開することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある事項

#### (5) 行政運営事項

立入り、検査、監査等の計画並びに契約の予定価格並びに試験の問題及び採点基準など公開することにより、市の事務事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる事項

(6) 国等との協力関係事項

国等からの依頼に基づく調査の結果など、公開することにより、国等との協力関係や信頼関係を著しく損なうおそれのある事項

(7) 安全秩序維持事項

生命、身体、財産の保護や犯罪の予防などに公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある事項

7 会議開催の事前公表

会議開催日の1週間前までに会議の名称、日時、場所、議題、公開の可否その他の会議の開催に関し必要な事項を市のホームページへの掲載等により公表しなければならない。(緊急に会議を開催するときを除く。)

8 会議の傍聴

- ・ 誰でも、審議会等が公開する会議を傍聴することができる。
- ・ 市は、会議の開催場所における収容人員等を勘案して、傍聴することができる定員を定めるものとし、定員を超えるときは、先着順とするものとする。

9 会議録の作成及び写しの閲覧

- ・ 市は、会議の終了後速やかに当該会議の会議録を作成しなければならない。
- ・ 市は、会議録(非公開とされた事項が記録されている部分を除く。)の写しを閲覧に供しなければならない。
- ・ 会議開催後、おおむね1か月後から会議録を市のホームページへの掲載等により公表するものとする。

上総第35397号

平成30年10月16日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 様

上越市長 村山 秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

1 保有個人情報の開示等に関する業務

- (1) 保有個人情報の開示等に関する業務（共通）【業務登録変更】
- (2) 保有個人情報の開示等に関する業務（共通）【外部提供登録】

2 情報公開に関する業務

- (1) 情報公開に関する業務（共通）【業務登録変更】
- (2) 情報公開に関する業務（共通）【外部提供登録】

## ○個人情報取扱業務諮問目次（ページ）

### 1 保有個人情報の開示等に関する業務

- (1) 保有個人情報の開示等に関する業務（共通）【業務登録変更】（4、5 ページ）
- (2) 保有個人情報の開示等に関する業務（共通）【外部提供登録】（6、7 ページ）
- (3) 参考資料（8～11 ページ）

### 2 情報公開に関する業務

- (1) 情報公開に関する業務（共通）【業務登録変更】（12、13 ページ）
- (2) 情報公開に関する業務（共通）【外部提供登録】（14、15 ページ）
- (3) 参考資料（16 ページ～18 ページ）

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 共通

業務の名称	保有個人情報の開示等に関する業務
収集の目的	<p>保有個人情報の開示等の請求に対し、請求者を確認し、及び開示等の可否を審査するため</p> <p style="text-align: right;">（根拠法令：上越市個人情報保護条例）</p>
収集する個人情報の項目	<p>氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、続柄、人的関係、死亡、後見情報、理由又は目的、意見、決定内容、開示等請求書及び決定通知書にある情報、開示等請求に係る情報</p>
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：      ） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（      ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他（      ）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（      ）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（      ）

【個人情報の開示等に関する業務の業務登録の変更及び外部提供登録について】

当市の個人情報の開示制度には、開示の請求があった保有個人情報に請求者以外の第三者の情報が含まれている場合、開示決定等をするに当たり、第三者の意見を聴く手続を置いている。(上越市個人情報保護条例第17条の2)

この手続においては、意見を聴く第三者が請求者を特定できないよう進めることとしていたが、本年度、請求者の個人情報を提供しなければ、第三者が意見を提出することができない事案があったことから、第三者の利益の保護の必要性和請求者の個人情報保護の必要性の利益衡量を行った上で、必要最低限の個人情報の提供ができるよう、必要な外部提供登録等をするとともに、これを契機に本業務の登録内容を見直し、文言等の整備をするもの

個人情報の開示等に関する業務の変更について

1 業務の名称 個人情報の開示等に関する業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	個人情報 の開示等に関する業務	保有個人情報の開示等に関する業務
収集の目的	個人情報の開示請求に当たり、申請者及び開示等の可否を確認するため	保有個人情報の開示等の請求に対し、請求者を確認し、及び開示等の可否を審査するため
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、続柄、人的関係、死亡、後見情報、 開示等請求書及び決定通知書にある情報、開示等請求に係る情報	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、続柄、人的関係、死亡、後見情報、理由又は目的、意見、決定内容、開示等請求書及び決定通知書にある情報、開示等請求に係る情報
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ( )

3 変更理由

自己情報の開示の請求者以外の第三者の情報が含まれる保有個人情報に開示の請求があった場合の第三者の保護手続において収集する個人情報を加えるほか、文書規程に基づく文書の保存年限基準に即し、記録されている文書等の保存期間の見直し等をするもの

4 変更期日

平成30年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な市政運営の実現を図り、もって市民の基本的人権である個人の尊厳を確保する。

(2) 業務内容

開示等請求の受理及び審査、開示等の可否の決定、当該決定に係る措置の実施等





保有個人情報の開示等に関する業務の外部提供について

1 業務の名称 保有個人情報の開示等に関する業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

市民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な市政運営の実現を図り、もって市民の基本的人権である個人の尊厳を確保する。

(2) 業務内容

開示等請求の受理及び審査、開示等の可否の決定、当該決定に係る措置の実施等

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、開示等請求に係る情報

4 利用又は提供できる理由

法令等の定め

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

—

(2) 業務の概要

—

7 利用期日又は提供開始日

平成30年4月1日

第13号様式（第11条関係）

第三者情報が含まれる保有個人情報の開示請求に関する通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

次のとおりあなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、開示の請求があったので通知します。

開示等の決定をするに当たり意見があるときは、別紙の第三者情報が含まれる保有個人情報の開示請求に対する意見書を提出してください。

開示の請求に係る保有個人情報の内容	
あなたに関する情報の内容	
開示の請求の年月日	
上越市個人情報保護条例第17条の2第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由	<input type="checkbox"/> 上越市個人情報保護条例第17条の2第2項第1号 <input type="checkbox"/> 上越市個人情報保護条例第17条の2第2項第2号 理由
意見書の提出先	電話番号 ( ) 内線
意見書の提出期限	年 月 日

第14号様式（第11条関係）

第三者情報が含まれる保有個人情報の開示請求に対する意見書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所

氏 名

電話番号 ( )

〔 法人その他の団体にあつては、所在地、名称  
及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で通知のあつた第三者情報が含まれてい  
る保有個人情報の開示の請求について、次のとおり意見を提出します。

意 見 の 区 分	<input type="checkbox"/> 開示に同意します。 <input type="checkbox"/> 開示に反対します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
保有する個人情報の 開示等の決定に 対する意見	

第三者情報が含まれる保有個人情報の開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで意見書の提出があった第三者情報が含まれる保有個人情報について、次のとおり開示をすることに決定したので通知します。

開示の決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	電話番号 ( ) 内線

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長（実施機関）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長（実施機関）となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であ

っても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 共通

業務の名称	情報公開に関する業務
収集の目的	情報公開の請求に対し、請求者を確認し、及び公開の可否を審査するため  (根拠法令：上越市情報公開条例)
収集する個人情報 情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、理由又は目的、意見、決定内容、情報公開請求書及び決定通知書にある情報、公開請求に係る情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：      ） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（      ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他（      ）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（      ）
記録されている文書等の 保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（      ）

【情報公開に関する業務の業務登録の変更及び外部提供登録について】

個人情報の開示制度と同様、当市の情報公開制度には、公開請求があった情報に請求者以外の第三者の情報が含まれている場合、公開決定等をするに当たり、第三者の意見を聴く手続を置いている。(上越市情報公開条例第12条)

この手続においても、請求者の個人情報を提供しなければ、第三者が意見を提出することができない事案が想定されることから、第三者の利益の保護の必要性と請求者の個人情報保護の必要性の利益衡量を行った上で、必要最低限の個人情報の提供ができるよう、必要な外部提供登録等をするとともに、これを契機に本業務の登録内容を見直し、文言等の整備をするもの

情報公開に関する業務の変更について

1 業務の名称 情報公開に関する業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集の目的	情報公開の申請に当たり、申請者を確認する _____ため	情報公開の請求に対し、請求者を確認し、及び公開の可否を審査するため
収集する個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス _____, 情報公開請求書及び決定通知書にある情報、公開請求に係る情報	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、理由又は目的、意見、決定内容、情報公開請求書及び決定通知書にある情報、公開請求に係る情報
記録されている文書等の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ( )

3 変更理由

情報公開の請求者以外の第三者の情報が含まれる情報に公開請求があった場合の第三者の保護手続において収集する個人情報を加えるほか、文書規程に基づく文書の保存年限基準に即し、記録されている文書等の保存期間の見直し等をするもの

4 変更期日

平成30年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市の保有する情報を公開し、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保し、もって福祉の増進に寄与する。

(2) 業務内容

公開請求の受理及び審査、公開の可否の決定、当該決定に基づく公開の実施等





## 情報公開に関する業務の外部提供について

1 業務の名称 情報公開に関する業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

市の保有する情報を公開し、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保し、もって福祉の増進に寄与する。

(2) 業務内容

公開請求の受理及び審査、公開の可否の決定、当該決定に基づく公開の実施等

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、公開請求に係る情報

4 利用又は提供できる理由

法令等の定め

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

—

(2) 業務の概要

—

7 利用期日又は提供開始日

平成30年4月1日

第6号様式(第4条関係)

第三者情報記録公文書の公開請求に関する通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長



次のとおりあなたの情報が記録された公文書について情報の公開の請求がありましたので通知します。

情報の公開の決定等をするに当たり御意見があるときは、年 月 日まで  
に別紙第三者情報記録公文書の公開請求に対する意見書を提出してください。

公文書の表示	
公開請求年月日	年 月 日
適用の区分及び適用する理由	<input type="checkbox"/> 上越市情報公開条例第11条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 上越市情報公開条例第11条第2項第2号 適用理由
記録されているあなたの情報の内容	

第7号様式(第4条関係)

第三者情報記録公文書の公開請求に対する意見書

年 月 日

(宛先) 上越市長

提出者 住所(所在地)  
団 体 名  
氏名(代表者氏名)



年 月 日付け 第 号で通知のあった第三者情報記録公文書の情報の公開の請求について、次のとおり意見を提出します。

意 思 の 表 示	<input type="checkbox"/> 公開に同意します。 <input type="checkbox"/> 公開に反対します。
公開に反対する 場 合 の 理 由	

第三者情報記録公文書公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 

年 月 日付けで情報の公開に反対する旨の意見の提出があった第三者情報記録公文書について、次のとおり情報の公開をすることに決定したので通知します。

情報の公開を決定した理由	
情報の公開をする日	年 月 日

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長(実施機関)に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長(実施機関)となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)